

○玉城町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成23年5月18日

告示第52号

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として、玉城町男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するため、玉城町男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の推進に必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は10名以内とし、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関代表者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(組織)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画計画の策定が完了するまでとする。

(服務)

第6条 委員は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に開催される会議は、町長が招集する。

- 2 出席委員が過半数に満たないときは、開議しない。
- 3 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合戦略課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。